

一般社団法人 長野県産業環境保全協会 様

水 大 気 環 境 課 長

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の
整備に関する政令等の施行について（通知）

日頃より、本県の環境行政の推進格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 21 号。以下「車両法改正政令」という。）が令和 2 年 1 月 31 日に公布され、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 30 年政令第 293 号。以下「卸売市場法改正政令」という。）が平成 30 年 10 月 17 日に公布されました。これらの改正政令は、車両法改正政令については本年 4 月 1 日から施行され、卸売市場法改正政令については本年 6 月 21 日から全面施行されることとなっています。

これらの改正政令の施行により、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「水濁法施行令」という。）の一部が改正となる旨、環境省水・大気環境局長から別添写しのとおり通知がありましたので、御了知いただくとともに、会員に対し周知をお願いします。

なお、改正の概要は下記のとおりです。

記

1 車両法改正政令の施行に伴う改正

(1) 改正内容

令和元年 5 月に公布された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）第 2 条により、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 77 条に規定する「自動車分解整備事業」に、新たな装置（自動運行装置）及び各種装置の取り外しを行わない整備・改造事業が追加され、「自動車特定整備事業」として再定義されました。

これに伴い、水濁法施行令別表第 1 第 70 号の 2 及び別表第 4 第 10 号に規定する「自動車分解整備事業」が「自動車特定整備事業」に改められます。

(2) 猶予期間

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「水濁法」という。）第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定により、車両法改正政令の施行日（令和 2 年 4 月 1 日）の時点で、新たに特定施設となった施設を設置している場合（設置の工事を行っている場合を含む。）には、当該施設を設置している工場等からの排水については、車両法改正政令の施行日から 6 か月間（令和 2 年 9 月 30 日まで）は排水基準を適用しません。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場等が特定事業場であるときは、この限りではありません。

(3) 留意事項

新たに特定施設となった施設を設置している場合（設置の工事をしている場合を含む。）については、水濁法第6条第1項に基づく届出が必要となります。

2 卸売市場法改正政令の施行に伴う改正

(1) 改正内容

平成30年6月に公布された卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）により、従来为国及び都道府県による卸売市場の許認可制に代えて、一定の要件を満たす卸売市場について、国又は都道府県が中央卸売市場又は地方卸売市場として認定するとともに、本認定を受けるかは開設者の任意であることとされました。

これに伴い、改正前の水濁法施行令別表第1第69号の2及び第69号の3において規定されていた「中央卸売市場」及び「地方卸売市場」の区分が取り払われ、第69号の2において「卸売市場」として規定されました。

なお、改正前後で規制の対象範囲に変更はありません。

(2) 留意事項

改正前後で規制の対象範囲に変更がないため、猶予期間に係る各規定は適用されません。

環境部	水大気環境課	水質保全係
(課長)仙波	道則	(担当)飯島 庸平
電話	026-235-7162(直通)	
ファクシミリ	026-235-7366	
電子メール	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp	